

報道関係者 各位

令和6年2月7日

【照会先】

高知労働局職業安定部職業安定課

課長 大森 次郎

地方職業安定監察官 菅原 博人

電話 088-885-6051

## 高知労働局における個人情報漏えいの発生について

高知労働局（局長 中村 克美）は、高知労働局において発生した個人情報漏えいについて、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 1. 概要

高知労働局職業安定部職業安定課（以下「安定課」という。）において、ユースエール認定制度の更新に係る様式をメールで送信する際、A社の労働者に係る個人情報が記載された書類を、誤ってB社及びC社労士事務所にメール送信するという個人情報漏えい事案が発生した。

誤送信した書類には、A社の労働者 208 名分の氏名、雇用保険被保険者番号、入社年月日、在籍状況、退職日、所定外労働時間の状況、有給休暇の付与日数・取得日数、配偶者・労働者の出産日、労働者の育児休業等取得（予定）期間等が記載されていた。

### 2. 事実経過

(1) 令和5年11月23日、A社からユースエール更新手続きのため、8件のファイルがメールで送られてきたため、安定課の職員Dは、ZIP ファイルにまとめ、メール件名「ユースエール更新手続きのご案内について」のファイル名でデスクトップにそのまま保存した。

(2) 令和5年12月25日、職員Dは、ユースエール更新手続きのための様式をB社にメール送信する際、デスクトップに保存していた「ユースエール更新手続きのご案内について」のZIP ファイルをA社のデータが入ったファイルと気付かず送信した。

(3) 令和6年1月22日、職員Dは、C社労士事務所からB社のユースエール更新申請に係る様式の送付依頼を受け、12月25日にB社あて送付したメールをC社労士事務所に転送した。

同日、職員Dは、C社労士事務所から添付物にA社のデータが入っている旨の連絡を受け、送信データを確認したところ、漏えいが発覚し、C社労士事務所に謝罪とともにメール及びデータの削除を依頼した。

(4) 令和6年1月23日14時頃、労働局幹部職員（以下「幹部職員」という。）がC社労士事務所を訪問し、経過説明、謝罪を行うとともにメール及びデータの削除を確認した。

(5) 同日16時15分頃、幹部職員がA社を訪問し、経過説明、謝罪を行った。

(6) 令和6年1月24日10時頃、幹部職員がB社を訪問し、経過説明、謝罪を行うとともにメール及びデータの削除を確認した。

(7) 令和6年1月30日、個人情報の漏えいのあったA社の労働者208名全員に対して、A社を通じて謝罪文書を手交した。

### 3. 発生原因

(1) メールを送信する際に添付データの内容確認を行わずに送ってしまったこと（データ入力の無い様式を送るべきところを、フォルダ名の確認のみで送信していた。）。

- (2) A社からメール送信があり、添付ファイルデータを保存する際、送信されてきた名称でそのままデスクトップに保存してしまい、フォルダ名称に事業所名などを入れて識別できるようにしていなかったこと。

#### 4. 再発防止策

高知労働局においては、局内各課室・各労働基準監督署及び各公共職業安定所に対し、下記の事項について再度徹底を行うよう指示するとともに、あらためて、個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底を指示した。

- ① 個人情報を含む・含まないに関わらず、PC のデスクトップ上に行政文書及び個人文書のファイルを保存することを禁止し、労働局が定めた場所への保存を徹底する。
- ② 外部から個人情報を含むファイルを受け取った場合は、速やかにファイル名を変更の上、パスワードの設定を徹底する。
- ③ 外部へ個人情報を含むファイルを送信する際は、パスワードを設定する等ファイルの暗号化を徹底する。送信前に必ず宛先と添付ファイルの内容に誤りがないか上司による確認を受ける。
- ④ 保有個人情報の適正な管理の遵守について、所属職員に対して基本動作の徹底等の意識啓発を図り、自主点検を行い、再発防止を徹底する。